

## 国家戦略特区WG（8/4開催）における指摘事項への回答

1. 次に掲げる理由から、海外での研究成果も踏まえ、待機児童解消だけでなく、質の高い新たな保育を実施するとの観点からも、国家戦略特区において、3～5歳児のみを対象とする小規模認可保育所、自治体の判断によらず0～5歳児の受け入れを可能とする小規模認可保育所を設置する選択肢を設置主体に与えるものとする。

- ① 既に0～5歳児を受け入れることが可能な企業主導型保育所等においても保育の質は担保されているはずであるから、小規模認可保育所に3～5歳児を受け入れても保育の質の観点からは何ら問題がない。
- ② 3～5歳児は集団保育が望ましいという貴省の見解の根拠は、科学的なエビデンスに基づくものであるとは認められない。3歳以上の児童について、むしろ少人数の方が保育の質が上がるとの研究成果（※）が海外では示されており、3～5歳児の小規模保育を積極的に認める方が、むしろ上記の海外における研究成果からも望ましいというべきである。
- ③ 相対的には3～5歳児よりも0～2歳児の方が施設が不足しているにしても、3～5歳児の待機児童がある限りは、設置主体のみの判断で3～5歳児のみを対象とする小規模保育事業、0～5歳児を対象とする小規模保育事業を国が禁ずる理由はない。
- ④ 貴省回答によれば、国家戦略特別区域会議は保育ニーズを把握し対応する市区町村以外の者であるから0～5歳児を受け入れる判断を行う主体として不適者としている。しかしながら、区域会議は市区町村長を必ず構成員とするものであり、事業計画について十分に審議し合意された上で、その意見が区域計画の作成に反映されることから、区域会議で0～5歳児や3～5歳児のみを受け入れる判断を行い、特区において本件を措置すべきである。
- ⑤ なお、小規模保育所が3～5歳児を受け入れることは、現行制度上も自治体の判断で可能とのことだが、多くの自治体を受け入れ可能とは認識していないのが現状であり、3歳以降の受け皿がないことを理由に施設が大幅に不足している0～2歳児を対象とする小規模認可保育所すら認めないとする自治体があるほどである。

（※）アメリカのクラスサイズ研究「グラス＝スミス曲線（1982年）」によれば、20人以下であると学習効果、情緒の安定効果が大きい。また、「英国勅任視学官事務局（1995年）」の研究では、小学校3年生までは少人数学級の方が教育の質が高い。

（回答）

- 「子ども・子育て支援新制度」では、地域のニーズや実情を踏まえて、市区町村が保育を実施することとされている。平成28年度に新設した企業主導型

保育事業では企業の実情に合わせた柔軟な保育を行うことができるが、これは従業員の福利厚生の実施のために事業主拠出金を財源として行うものであるためである。

税を財源とする小規模保育事業の利用に当たって、行政の関与がないことは適当ではない。整備計画を策定している市区町村の関与を不要とすることは、当該市区町村内の保育ニーズを把握困難にし、保育の実施責任を負う市区町村の役割が十分に機能しなくなる。

○ ご提示いただいた①～⑤に係る当省の見解は以下のとおりである。

・①について

これまでのワーキンググループでも御説明しているとおり、企業主導型保育事業については、従業員に対する福利厚生の実施のために設置されるものであり、補助の財源は税ではなく、事業主拠出金であるため、入所児童の年齢を制限せず、事業主の判断に基づく柔軟な保育を認めている。

一方、小規模保育事業は0～2歳児の待機児童を解消することを目的の一つとしているため、また、運営費を税財源で賄っているため、企業主導型保育とは制度的性格が異なり、財政責任を負う市区町村の関与が必要である。

・②について

3～5歳児期の教育においては、生活や遊びを通じて社会性、協同性等の非認知能力を獲得することが重要であるので、認知能力である学力への影響を中心的に分析した「グラス=スミス曲線」だけでは十分なエビデンスとはいえない。なお、保育所の平均入所児童数は3歳以上では1クラス当たり20名前後であるため、むしろ「グラス=スミス曲線」が示す結果は保育所のクラス規模が適切である証明になっている。

前回のワーキンググループにおいて、当省よりお示しした資料（「幼児集団の形成過程と共同性の育ちに関する研究」（平成24年3月 社団法人 全国幼児教育研究協会））は定量的な研究ではないものの、幼児教育の現場をよく知る教員の多くが、3～5歳児の集団的関わりを確保するためには、20～25人が望ましい学級人数であると答えたことが示されており、意味のない研究ではないと考えている。

・③について

財政責任を負う市区町村の関与なく、税を財源とする小規模保育事業において3歳以上児を保育することは認められない。

また、これまでのワーキンググループでも御説明しているとおり、小規模保育事業で3歳以上児を保育することは可能であり、3歳以上児の受け皿が不足している場合まで、国として一律に小規模保育事業の対象年齢を0～2

歳に限定しているものではないため、現状においても小規模保育事業所で0～5歳児を保育することは妨げられていない。

御提案の目的は、待機児童解消のためだと承知しているが、待機児童の約87%が3歳未満児であることや、3歳以上児の約94%が保育所・幼稚園をすでに利用していることに鑑みれば、喫緊の課題は0～2歳の待機児童問題であって、3～5歳のみの小規模保育事業は必要ない。

・④について

保育の実施については、市区町村に課せられた児童福祉法上の義務であることから、対象地域の市区町村長の意見の反映が保証されない国家戦略特別区域会議のみの決定をもって、当該市区町村の保育のあり方を決定するのは不適當である。当該会議の決定が、常に当該市区町村長の意見に従って行われるのであれば、特段問題はないと考える。

・⑤について

平成27年度から始まった制度であるため、市区町村や保育現場に混乱が生じないように配慮しながら、制度の趣旨を改めて周知してまいりたい。

2. 3～5歳児を対象とする小規模認可保育を認めている自治体の数、並びに自治体ごとの小規模認可保育所の数及び3～5歳児の定員数を提示すること。

(回答)

- 平成27年4月時点において、3歳以上児を小規模保育事業で保育している市区町村は76団体である。当該市区町村における小規模保育事業所の数は387件であるが、そのうち何か所で3歳以上児を保育しているかは承知していない。なお、小規模保育事業所の件数は全国で1655件である。
- 小規模保育事業の定員は1歳以上と1歳未満の2区分で定めることとしているため、3～5歳児の定員数は承知していない。

3. 貴省から、3～5歳児の小規模認可保育事業を認める市区町村は、必ず事業申請を行わなければならないことになっているとの説明があったが、その根拠条文を具体的に示すこと。

(回答)

- 「事業申請」は「事業に対する認可」のことであると考えられるが、条例の基準を満たす小規模保育事業等の認可申請に対して各市区町村は原則的に認可するものである旨は、児童福祉法第34条の15第5項において規定している。
- なお、当該規定については本年2月の「全国児童福祉主管課長会議」や3月

に発表した「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」においても改めて自治体宛周知を行っている。

【参照条文】

○児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

第 6 条の 3 （略）

2～9 （略）

10 この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満 3 歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が 6 人以上 19 人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業
- 二 満 3 歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満 3 歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

第 24 条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法 の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第三条第一項 の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。

2 市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。

3～7 （略）

第 34 条の 15 （略）

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等（※）を行うことができる。

3 市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第 1 項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第 4 号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

一～四 （略）

4 （略）

5 市町村長は、第 3 項に基づく審査の結果、その申請が次条第 1 項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その事業を行う者が第 3 項各号に掲げる基準（その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、同項第 4 号に掲げる基準に限る。）

に該当すると認めるときは、第2項の認可をするものとする。ただし、市町村長は、当該申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定により当該市町村が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。）における特定地域型保育事業所（同法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所をいい、事業所内保育事業における同法第43条第1項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。以下この項において同じ。）の利用定員の総数（同法第9条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）が、同法第61条第1項の規定により当該市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域の特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同法第9条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、第2項の認可をしないことができる。

6・7 （略）

(※) 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。

第56条の4の2 市町村は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために必要があると認めるときは、当該市町村における保育所及び幼保連携型認定こども園（次項第1号及び第2号並びに次条第2項において「保育所等」という。）の整備に関する計画（以下「市町村整備計画」という。）を作成することができる。

2 市町村整備計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 保育提供区域（市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域をいう。以下同じ。）ごとの 当該保育提供区域における保育所等の整備に関する目標及び計画期間

二 前号の目標を達成するために必要な保育所等を整備する事業に関する事項

三 その他厚生労働省令で定める事項